特記仕様書　(畑地かんがい末端散水器材)

第１章　総　則

第１節　一　般

１　本仕様書は、令和７年度畑地帯総合整備事業(担手育成)後川内２期地区その１畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。

２　本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成３０年４月（令和８年４月改訂）宮崎県農政水産部）」に準じる。

第２章　材　料

第１節　規　格

１　使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。

２　材料の耐用年数は 10 年以上でなければならない。

３　納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

第２節　検　査

１　材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

第３章　器材規格

第１節　散水チューブ（タイプA）

１　散水チューブ

・　散水チューブ型とし、取付口径は 50㎜ で、1.0kg/㎝2 以上の圧力で作動し、使用圧力 2.0kg/㎝2 の時、散水量 3.1L/分、散水幅 20m以上の器種とする。

・　付属資材については、散水チューブ型とし、取付口径は 40㎜ で、1.0kg/㎝2 以上の圧力で作動し、使用圧力 2.0kg/㎝2 の時、散水量 1.6L/分、散水幅 12m以上の器種とする。

・　環境に配慮し、焼却処分しても有害ガスの発生しない素材とする。

・　散水チューブ２本を１セットとする。

２　導水ホース

・　導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとする。

・　１セット２本とし、口径 50㎜、長さ 8.0m が２本の製品とする。

３　取水施設

・　減圧弁は、調整型とし、取付け口径 50㎜ とする。

・　ストレーナーは、ディスク式フィルターとし、取付け口径 50㎜ とする。

第４章　散水器材の搬入

第１節　運　搬

１　器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。

２　運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第２節　搬入場所

１　搬入場所については、あらかじめ担当者と打ち合わせを行い、後川内２期地区内の指定する場所に搬入するものとする。

第５章　その他の特記事項

第１節　協力体制

１　器材を購入後最初の使用に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ、修理・交換を行うものとする。

２　器材の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第２節　連絡先

宮崎県西諸県農林振興局　総務課

TEL　０９８４－２３－３１６４

FAX　０９８４－２２－７８８４

E-mail：nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp